# 科学研究費補助金研究成果報告書

平成 21年 6月 2日現在

研究種目: 若手研究(スタートアップ)

研究期間:2007~2008 課題番号:19830014

研究課題名(和文) 伝統的海上捕獲法の正当化根拠

研究課題名(英文) The Legal Foundations of Belligerent Rights at Sea

# 研究代表者

和仁 健太郎 (WANI KENTARO) 東京大学・大学院総合文化研究科・助教 研究者番号 40451851

研究成果の概要:本研究では、伝統的国際法における海上捕獲権の根拠を解明するため、1909年ロンドン宣言に至るまでの時期の国家実行・学説を検討した。その結果、海上捕獲権は、侵害された権利の回復、 貨物が敵の手に渡れば自国の安全が危うくされる、 中立船のある種の行動が敵対行為であって同船が敵船と見なされる、 一定の海域において海軍が占領軍に類似する権限を行使できる、という4つのいずれかにより正当化されていたことが明らかになった。敵産捕獲は 、戦時禁制品制度は か 、封鎖制度は か に基づく制度である。

#### 交付額

(金額単位:円)

			( == = , 1 = , 1 = , 1 = ,
	直接経費	間接経費	合 計
2007 年度	880,000	0	880,000
2008 年度	900,000	270,000	1,170,000
年度			
年度			
年度			
総計	1,780,000	270,000	2,050,000

研究分野:社会科学

科研費の分科・細目:法学・国際法学

キーワード:海上捕獲、中立、戦時禁制品、封鎖、非中立的役務、海上経済戦、海戦法規、戦時国際法

# 1.研究開始当初の背景

戦争・武力紛争において敵国の経済力を弱体化する手段としての海上捕獲の重要性は現代においても減じておらず、武力紛争当事国が敵国および第三国の船舶・貨物を捕獲するという実行が見られる。しかし、現代の国際法における海上捕獲権の根拠、捕獲の対象と要件、捕獲の法的効果(拿捕した船舶・貨物の没収の可否)など、今日でもなお決着のついていない論点は多い

これらの諸問題を解決するためには、現代 されるのであって、没収までは必要ないといの国家実行の研究も重要であるが、それに先 うのである。たしかに、伝統的海上捕獲法に

立ってまず、伝統的海上捕獲法の正当化根拠 (伝統的国際法において交戦国はいかなる 物に対していかなる根拠によって捕獲権を 行使できたのか)を明らかにしておく必再 ある。例えば、今日の学説は、敵国に向きる。 例えば、今日の学説は、敵国にきさいる 職送される軍需品を交戦国が拿捕できとまでは認めるが、それを没収することとまでは認めない場合が多い。武力攻撃を排除いる必要性は、軍需品が敵国の手に渡らない満た とまでは必要では必要ない満た である。たしかに、伝統的海上捕獲法に おける戦時禁制品の没収が、例えば、私掠者に捕獲のインセンティブを与えることを目的として認められていたのならば、現代において没収は必要ないと言えるだろう。私抗の制度は既に廃止されたからである。しかし、戦時禁制品の没収が、例えば他の戦時計とは必ずしも言い切れない。今後他のおいとは必ずしも言い切れない。今後他のするに没収が必要と言うことも上げれない。このように、伝統的海上がらである。このように、伝統的海上・現代における海上捕獲の諸問題を解決する上が要なのである。

しかし、伝統的海上捕獲法の正当化根拠を 解明した先行研究はほとんど存在しない。伝 統的海上捕獲法の経済的・社会的基礎を明ら かにした先行研究は存在する(代表的なもの として、石本泰雄『中立制度の史的研究』 (1958年))が、なぜ交戦国は敵国および中 立国の商船・貨物を捕獲することを許された のか、その正当化根拠を解明した先行研究は ほとんど存在しないのである。たしかに、交 戦国がどの程度の海上捕獲を行う必要があ ったのかは、事実としては、時代ごとの経済 的・社会的基礎によって規定されていただろ う。しかし、事実として必要とされた様々な 実行が、なぜ規範的に正当化され、国際法の 制度になり得たのかは別問題として存在す るのであって、この問題の解明も必要なので ある。

#### 2.研究の目的

1 で述べた理由により、本研究では、伝統的海上捕獲法の正当化根拠(伝統的国際法において交戦国はいかなる物に対していかなる根拠によって海上捕獲権を行使できたのか)を歴史的研究により明らかにする。それによって、現代の戦争・武力紛争において武力紛争当事国がいかなる物に対してどの程度の海上捕獲権を行使できるのか、という問題を解決する際の指針を得ることが、本研究の目的である。

#### 3.研究の方法

本研究では、国内裁判所(捕獲審検所や通常裁判所)の判決や検定、各国の議会における法令等の審議過程、国家間の外交交渉、外交会議(1907年ハーグ平和会議や1908~09年ロンドン会議等)における討議などにおいて、交戦国の有する海上捕獲権がどのように説明され、正当化されていたのかを分析し、それによって伝統的海上捕獲法の正当化根拠を明らかにするという方法を採用した。

資料としては、公刊資料だけでなく、イギリス国立公文書館(The National Archives)に所蔵されている未公刊資料の調査も2度行い、そこで入手した資料も研究の対象とした。イギリスについて公刊資料だけでなく未公刊資料の調査・検討まで行ったのは、イギリスが世界随一の海軍国として海上捕獲法の形成に極めて重要な役割を果たした国だからである。

研究対象とする時代は、17世紀後半から 1909年ロンドン宣言成立までの時期とした。 この時期を研究対象とした理由は、この時期 が、中立通商の自由が認められると同時に、 その例外としての戦時禁制品や封鎖の概念 が成立していった時期だからである(それ以 前の時期において、交戦国は敵国とそれ以外 の通商を区別せずに対敵通商の全面禁止を 行っており、戦時禁制品や封鎖といった概念 が成立する余地はなかったと解される。また、 ロンドン宣言の後の時期については、戦争技 術の飛躍的進歩(潜水艦や機雷が使用される ようになったこと)や、戦争の法的地位の変 化(戦争・武力行使違法化)など、それ以前 の時期に存在しなかった様々な要因が混入 するようになるため、その時期における海上 捕獲法の研究は今後の課題とすることにし

以上のような方法により研究を行った結果、以下 4 で述べるような成果を得ることができた。

### 4. 研究成果

伝統的国際法において、交戦国は、 および敵船上の敵貨、 敵船上の中立貨のう ち戦時禁制品たる物品、 中立船上の貨物の うち戦時禁制品たる物品(一定の条件を満た す場合には戦時禁制品を輸送する中立船自 体も ) 封鎖を侵破する船舶および同船上 の貨物について、これらを公海上または交戦 国領海内において拿捕し、一定の手続を経て 没収することができるものとされた。以下で を捕獲できることを定める制度を敵産 捕獲制度と、 および を捕獲できることを 定める制度を戦時禁制品制度と、 を捕獲で きることを定める制度を封鎖制度と呼び、こ れらすべてを総称して海上捕獲権あるいは 伝統的海上捕獲法と呼ぶことにする。

伝統的国際法において交戦国が交戦国および中立国の商船・積荷に対して海上捕獲権を行使できたことの根拠について、従来の研究は、伝統的国際法において戦争の自由が認められていたことの当然の帰結であったとしてそれ以上の説明をしないか、交戦国と中立国の妥協の結果であると説明するかのいずれかであった。しかし、伝統的海上捕獲法が成立する過程における判例・外交文書・外

交会議議事録・学説等を詳細に検討してみると、海上捕獲権は、妥協という事実の問題に尽きる訳でも、戦争の自由の帰結という自明の理でもなく、常に理論的・規範的な正当化が必要とされていたこと、また、交戦国が行使できる海上捕獲権の範囲も海上捕獲権の正当化根拠との関係で確定されていたことが明らかになった。

それでは、伝統的国際法において海上捕獲権はいかなる根拠で正当化されていたのか。 以下、敵産捕獲制度、戦時禁制品制度、封鎖 制度のそれぞれについて、研究の結果明らか になったことを簡単に整理する。

### (1) 敵產捕獲制度

伝統的国際法において、交戦国は敵に属す る船舶および貨物を、仕向地がどこであるか、 また、貨物が敵国の戦争遂行に役立つもので あるか否かを問わず、すべて捕獲・没収する ことができるものとされた。(ちなみに、船 舶が敵に属するか否かはその船舶の旗国が 敵国であるか否かによって決定されていた が、貨物が敵に属するか否かは、貨物の所有 者の国籍によるとする立場(大陸主義)と、 貨物の所有者のドミサイルによるとする立 場(英米主義)とが対立していた。また、中 立船上の敵貨物については、それを捕獲の対 象から除外する主義(自由船自由貨主義)と それを捕獲の対象とする主義(コンソラー ト・デル・マーレ主義)とが 19 世紀前半ま で対立していたが、1856 年パリ宣言が前者 を採用し、これが一般国際法として承認され るに至った。)

敵産捕獲制度は、中世から近世においては、 自らの権利が侵害された場合に戦争それ自 体によってその権利を回復することができ るという考え方により正当化されていた。す なわち、当時の学説が採用していた正戦論に よれば、戦争は、「不正 (injuria)」によって もたらされた侵害に対する救済手段、つまり、 侵害された権利を実力によって回復するた めの手段と捉えられた。それ故、正戦論によ れば、債務の弁済に充てるために物を取得す ることは許されることになる。また、中世の 実行において戦争はフェーデ (Fehde)と同 義とされたが、フェーデもまた、侵害された 権利を自力救済するための制度であるから、 敵に属する物を捕獲・没収して弁済に充当す るという考え方が正当化された。要するに、 当時の学説・実行において、戦争は、敵国に 講和条件を受け入れさせるための強制の手 段というよりも、それ自体によって自らの権 利を回復・執行してしまうプロセスと理解さ れていたから、海上捕獲は、履行されない債 務に相当する物品を相手方から奪い、それに よって権利を実現する制度として正当化さ れ得たのである。

ところが、19世紀になると、戦争は、それ

自体によって権利を回復する制度ではなく、 相手国に講和条件を受諾させるための強制 の手段と捉えられるようになった。交戦国が 戦争によって実現しようとする目的は、戦争 それ自体によってではなく、あくまでも戦後 に締結される講和条約により実現されるの である。戦争がそのようなものとして捉えら れるようになった結果、交戦国が敵国に対し て行使できる害敵手段は、軍事的に必要 (military necessity) なもの、すなわち、相 手国に講和条件を受諾させるための強制と して必要な範囲に限定されることになった。 敵産捕獲制度についても、敵国に属する物品 をすべて捕獲・没収することは敵国の強制に 必要でない、つまり軍事的に必要でない(軍 事的に有用な物品のみを拿捕・留置すれば十 分である)として、敵産捕獲制度の廃止を主 張する学説が現れるようになった。1907年 第2回ハーグ平和会議でも、敵産捕獲制度の 廃止案が議題とされ、相当数の諸国によって 支持された。もっとも、この提案は結局否決 され、実定法上の制度として敵産捕獲制度は 存置された。また、学説上も、敵国に属する 物を捕獲し同国の経済力を削ぐことは敵国 に講和条件を受諾させるための有用な手段 であるとして、敵産捕獲制度の存置を主張す る見解が主張された。しかし、戦時において 敵国の経済力を削ぐためには、敵国に属する 物を拿捕・留置すれば十分ではないかという 疑問がやはり残り、20世紀初頭の時点で、敵 産捕獲制度の正当化根拠はかなり薄弱にな っていたと言わざるを得ない。

ところで、権利の回復手段として正当化するにせよ、敵国の経済力を削ぐ手段として正当化するにせよ、敵産捕獲制度により捕獲の対象にできるのは敵国に属する船舶・貨物のみであり、敵以外の国、すなわち中立国に属する船舶・貨物を捕獲する根拠は原則として存在しない。これが、いわゆる中立通商自由の原則である。しかし、この原則にも、戦時禁制品制度と封鎖制度という2つの例外は、いかなる根拠によって正当化されていたのか。以下、それぞれについて説明する。

## (2) 戦時禁制品制度

交戦国は、 貨物が戦争の用に供し得る性質の ものであることと、 貨物が敵性仕向地を有する ことを条件としてその貨物を拿捕・没収すること ができる(戦時禁制品制度)

この制度を正当化する根拠としては、学説・国家実行上、次の2つが主張されていた。第1は、自衛説である。この説によれば、中立人商人が交戦国に向けて戦時禁制品を輸出・輸送することは商業的行為であって何ら違法でないが、他方交戦国としても、戦時禁制品が敵の手に渡れば自国に対する戦争遂行に使用されることになり自国の安全にとって脅威であることから、戦時禁制品が敵

の手に渡ることを阻止することが許される。そのためには戦時禁制品を没収するのではなく拿捕・留置するだけで十分のようにも思われるが、この説によれば、戦時禁制品貿易を行う他の者に対する一般的抑止効果をもたせるため、没収することに関する第2の説は、中立違反説である。この説によれば、戦時禁制品を敵国に供給するという行為は戦争に関与する敵対的行為であり、そのような行為を行う者は中立性を失い敵と見なされる。したがって、交戦国は戦時禁制品を輸送する船舶および同船上の貨物を敵船・敵貨として捕獲・没収することが許されるという。

以上のように、戦時禁制品制度は、自衛説か中立違反説のいずれかによって正当化することができるから、敵産捕獲制度とは異なり、制度の正当性に対する疑義が提起されることはなかった。なお、自衛説をとっても中立違反説をとっても、戦時禁制品として捕獲・没収できるものの範囲およびそのための要件が変わることはない。

#### (3)封鎖制度

封鎖制度とは、敵国沿岸に実効的に設定された封鎖を侵破する船舶および同船上の貨物をすべて没収するという制度である。

この制度を正当化する根拠としては、学 説・国家実行上、次の2つが主張されていた。 第1は、占領説である。この説によれば、封 鎖された海域は占領地に類するものと見な され、封鎖艦隊は陸戦における占領軍の権限 に類似する権限を行使できるという。したが って、封鎖艦隊は、封鎖海域に進入する商船 に対して準主権的な権限ないし管轄権を行 使して取り締まりを行うことができる。この 説によれば、封鎖侵破船として拿捕できるの は、現に封鎖線を超え封鎖海域に所在する船 舶に限られることになるから、イギリスやア メリカが採用していた意思法理(intention doctrine () 船舶は封鎖を侵破する意思をもっ て出港した時から拿捕の対象となるという 法理)とは相容れない理論であると言える。 他方、この説は、封鎖を占領に類似した制度 と捉える理論であるから、封鎖艦隊が封鎖海 域に停泊することを求める大陸諸国の慣行 と適合的な理論であると言える。次に、封鎖 制度の正当化根拠に関する第2の説は、中立 違反説である。この説によれば、封鎖は、陸 戦における攻囲と同じく、対象都市を占領す ることを目的として行う軍事作戦であり、封 鎖侵破船は、封鎖港に物資を供給することに よってこの軍事作戦を阻害する船であるこ とになる。それ故、封鎖侵破船は敵国の戦争 遂行に加担することによって中立性を失い、 敵船として拿捕・没収の対象になるというの である。この理論は、意思の法理を採用する 英米諸国の慣行と適合的な理論であると言 える。

以上のように、封鎖制度は占領説か中立違

反説のいずれかによって正当化することが 可能であり、制度の正当性に対する疑義が提 起されることはなかった。また、封鎖につい ては、英米主義と大陸主義が対立していたこ とがしばしば指摘されるが、英米の実行して いた封鎖制度は中立違反説により根拠づけ られるものであり、大陸諸国の実行していた 封鎖制度は占領説により根拠づけられるも のであったと言える。

### (4)研究成果の意義

伝統的国際法において交戦国が交戦国および中立国の商船・積荷に対して海上捕獲権を行使できたことの根拠について、従来の研究は、伝統的国際法において戦争の自由が認められていたことの当然の帰結であったとしてそれ以上の説明をしないか、交戦国の妥協の結果であると説明するかのいずれかであった。このような研究状況に出いて、本研究は、敵産捕獲制度、戦時禁制によいて、本研究は、敵産捕獲制度、戦時禁制によいたのかを明らかにした、国内外を通じてはじめての研究であり、その点に本研究の意義がある。

本研究で明らかにしたことは、現代の戦 争・武力紛争において当事国がどの程度の海 上捕獲権を行使できるのかという問題を解 決するための指針になり得る。すなわち、現 代国際法において妥当し得る海上捕獲法の 内容については、第一次大戦以降の国家実行 を詳細に検討した上でなければ結論を出す ことはできず、そのような研究は今後の課題 とせざるを得ないが、本研究で明らかにした ことは、第一次大戦以降の国家実行を検討し 評価する際の重要な視点となるであろう。例 えば、20世紀初頭の段階で既に正当化根拠が 薄弱となっていた敵産捕獲制度については、 現代においてよほど一貫した国家実行が確 認されない限り、その妥当性を肯定すること は難しいであろう。他方、戦時禁制品制度と 封鎖制度は交戦国の戦争遂行の必要によっ て基礎づけられる制度であるため、その妥当 性を肯定することは比較的容易であると思 われる。

なお、以上の研究成果の一部は、平成 21 年度中に東京大学出版会から公刊される拙 著『伝統的中立制度の法的根拠』に盛り込ん だ他、研究成果をより詳細に展開する論文を 現在準備中であり、平成 21 年度中に何らか の形で公表することにしたい。

### 5 . 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

〔図書〕(計 1件)

和仁健太郎、伝統的中立制度の法的性格、 東京大学出版会、2009 年(出版確定) 320ページ

# 6.研究組織

(1)研究代表者

和仁 健太郎 (WANI KENTARO) 東京大学・大学院総合文化研究科・助教

研究者番号:40451851

(2)研究分担者

(3)連携研究者